

## 池田町要綱第19号

### 池田町地域創生有識者会議設置要綱

#### (設置)

第1条 池田町地域創生推進本部設置要綱(平成27年池田町要綱第 号)第1条に規定する目的を推進するにあたり、専門的見地から意見を聴取するため、池田町地域創生有識者会議(以下「会議」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合的な施策の企画及び推進に関すること。
- (3) その他目的の達成のために必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 学識経験者
- (3) 農林、商工又は観光の関係者
- (4) 子育ての関係者
- (5) 教育又は福祉の関係者
- (6) 金融の関係者
- (7) メディア関係者
- (8) その他町長が適当と認める者

#### (座長)

第4条 会議に座長を置き、町長が指名する。

2 座長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

#### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(会議)

第6条 会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月22日から施行する。